

高松市 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

1. 当初申請

ア. 住戸

住戸の数	手数料の額（円）	
	適合証あり※	適合証なし
1戸	6,000 円	39,000 円
2戸～5戸	11,000 円	77,000 円
6戸～10戸	18,000 円	107,000 円
11戸～25戸	30,000 円	151,000 円
26戸～50戸	49,000 円	215,000 円
51戸～100戸	88,000 円	308,000 円
101戸～200戸	139,000 円	416,000 円
201戸～300戸	175,000 円	545,000 円
301戸～	187,000 円	641,000 円

イ. 共用部分

面積	手数料の額（円）	
	適合証あり※	適合証なし
300㎡以内	11,000 円	121,000 円
300㎡超～2,000㎡以内	30,000 円	198,000 円
2,000㎡超～5,000㎡以内	88,000 円	307,000 円
5,000㎡超～10,000㎡以内	139,000 円	394,000 円
10,000㎡超～25,000㎡以内	175,000 円	470,000 円
25,000㎡超	219,000 円	548,000 円

ウ. 住宅以外の部分

面積	手数料の額（円）		
	適合証あり※	適合証なし(モデル建物法)	適合証なし
300㎡以内	11,000 円	97,000 円	266,000 円
300㎡超～2,000㎡以内	30,000 円	161,000 円	421,000 円
2,000㎡超～5,000㎡以内	88,000 円	259,000 円	598,000 円
5,000㎡超～10,000㎡以内	139,000 円	338,000 円	733,000 円
10,000㎡超～25,000㎡以内	175,000 円	404,000 円	863,000 円
25,000㎡超	219,000 円	475,000 円	986,000 円

※「適合証」とは

- ・省エネ法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査適合証
- ・住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していること)の写し

★認定申請手数料は、上記アからウまでの区分に応じ当該額を合算した額となります。

2. 認定申請に併せて、確認の申し出をする場合

認定申請手数料は、1で算定した額に確認申請手数料を合算した額となります。

確認申請手数料

延べ面積	
30㎡以内	8,000 円
30㎡超～100㎡以内	13,000 円
100㎡超～200㎡以内	20,000 円
200㎡超～500㎡以内	26,000 円
500㎡超～1,000㎡以内	46,000 円
1,000㎡超～2,000㎡以内	65,000 円
2,000㎡超～10,000㎡以内	190,000 円
10,000㎡超～50,000㎡以内	320,000 円
50,000㎡超	620,000 円

3. 変更申請

(1)変更認定申請手数料は、変更に係る部分の1. アからウまでの区分に応じ当該額を合算した額の2分の1の額となります

(2)認定申請に併せて、確認の申し出をした場合の変更認定手数料は、(1)の額に確認申請手数料を合算した額となります